

「令和4年度における環境調査の結果等について」に対する助言

1 全般

- (1) 工事の実施に当たっては、現況を可能な限り悪化させないという観点から、引き続き工事による影響を回避又は最大限低減すること。また、本事業による影響を具体的かつ早期に把握できるよう十分な調査を行うこと。
- (2) 事後調査やモニタリングは、環境保全措置の効果を検証し、工事中及び供用後の環境管理を適切に行うために実施するものであるため、調査結果のみを記載するだけでなく、影響の有無及び程度（評価書や関連工事における影響検討の結果との比較を含む）並びにその根拠を、追加の環境保全措置の要否も含めて、「令和4年度における環境調査の結果等について」（以下「報告書」という。）に丁寧かつ具体的に記載すること。
- (3) 施工状況、事後調査及びモニタリングの結果、環境保全措置の実施状況等について、引き続き、可能な限り具体的な記載に努めること。また、それらの内容を積極的に公表するとともに、関係市町村等に対して丁寧に説明を行うこと。
- (4) 長野県内に影響を及ぼすおそれがあるため、岐阜県における中央アルプストーンネル工事について、引き続き施工状況を記載するとともに、山口工区付近における水資源に係る調査結果について、経時変化が分かるよう過年度分も含めて報告書に記載すること。また、静岡県における南アルプストーンネル工事についても、施工状況を報告書に記載すること。
- (5) 土壌汚染対策法で定める土壌溶出量基準値を超える自然由来の重金属等を含む発生土又は酸性化可能性試験により長期的な酸性化の可能性があると判明した発生土については、地域住民等にも分かりやすいものとなるよう、「区分土」ではなく、「要対策土」と表現することを基本とすること。

2 水質、水資源

- (1) 連続測定により、地下水位、湧水量及び地表水の流量を適切に把握すること。また、それらの測定結果を、年度ごとに区切らず連続して示すとともに、降水量や、測定地点とトンネル切羽との距離といった情報を併せて図示した上で、個々のデータの変化及び関連性並びにトンネル掘削による影響の有無及び程度を、より分かりやすく報告書に記載すること。

特に、伊那山地トンネル（青木川工区）の掘削に伴うとしている地下水位の低下については、切羽の状況や土質等を踏まえた具体的な説明も加えること。

- (2) 湧水量の増加が確認されたとする南アルプストンネルについては、釜沢非常口の周辺に追加した観測井戸での連続測定の結果と併せて、トンネル掘削等による影響の程度を詳細に報告書に記載すること。また、周辺地域の水利用はもとより、高山生態系に影響を及ぼさないよう、必要に応じて追加の環境保全措置を検討すること。
- (3) トンネルからの湧水量は、トンネル掘削による影響を把握するうえで重要な情報であることから、工事排水や雨水との合計量ではなく、湧水量自体の正確な記録と公表を行うこと。
- (4) 坂島非常口や戸中非常口等の複数工区の工事排水路の流末において、引き続き検出されている六価クロムは、工事中セメント由来の可能性があることから、必要に応じて工事排水の水質の調査頻度を見直すとともに、工事排水の適切な処理を徹底すること。

3 土壌汚染

- (1) 今後も要対策土の発生が想定されることから、要対策土の最終的な処理計画を可能な限り早期に具体化するとともに、処理計画について、関係市町村や地域住民と適切に情報共有を行うこと。
- (2) 発生土のモニタリング結果については、月別の最大値や最小値のみではなく、溶出量基準値を超過した頻度や酸性化の参考値を下回った頻度も、月別に報告書に記載すること。また、各工区における要対策土の具体的な発生量を、溶出量基準値を超過した又は酸性化の参考値を下回った項目ごとに報告書に記載すること。

4 動物、植物

- (1) 工事中車両の運行によるブッポウソウへの影響を適切に把握できるよう、過年度における工事中車両の運行台数やブッポウソウの生息状況についても、報告書に記載すること。
- (2) 移植・播種を実施した植物のうち、事後調査を終了するとしているセンブリ及びモメンヅルについては、調査時期の妥当性を含め、個体が確認できなかった原因の究明に努めるとともに、その内容を報告書に記載すること。
- (3) 外来種の拡大抑制のためのタイヤ洗浄に当たっては、外来種の種子が飛散・流出しないよう、洗浄水を適切に処理すること。